

<今号の内容>

1. 厚生労働省「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(第 14 回)を開催
～報酬改定の基本的な方向性について(案)が示される～
2. 「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」
(第 1 回)を開催

1. 厚生労働省「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(第 14 回)
～報酬改定の基本的な方向性について(案)が示される～

12 月 18 日(木)に第 14 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催され、平成 27 年度報酬改定の基本的な方向性(案)が示された。

今後、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の報酬・基準に関する基本的な考え方の整理を、本年 1 月を目途に取りまとめる予定としている。

事務局による資料説明では、「前回までに必要な議論が一巡したため、報酬改定の基本的な方向性について一定の整理を行った。報酬改定の内容を網羅的にまとめたものではなく、主なものについてまとめたものである」、「具体的な改定内容は、介護報酬における対応を踏まえつつ、予算編成過程を経て決定する」との説明があった。

I. 福祉・介護職員の処遇改善〔対応の方向性〕 (※資料より抜粋)

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算を維持しつつ、更なる資質向上等の取組を進める事業所を手厚く評価するための区分を新設する。
- 新設する区分の算定要件として、現行の加算のキャリアパス要件とされている、
 - ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方を満たすことを要件とし、併せて、定量的要件として、積極的に賃金改善以外の処遇改善の取組を実施していることを確認するため、近年に新たに実施した取組を要件とする。また、福祉専門職員配置等加算(I)について、専門職員の配置割合がより高い事業所に対して単位数の引上げを行う。

II. 障害福祉サービス等の充実と適正な実施等

1. グループホームにおける重度者支援の充実〔対応の方向性〕

- 基本報酬について、障害支援区分の高い利用者に係る報酬への重点化を行う。
- 重度障害者支援加算について、現行の体制加算から、重度障害者に対する支援を個別に評価する加算へと単位数を含めて見直すとともに、一部の従業者に対して一定の研修の受講を促すことにより資質の向上を図る。
- 現行、利用者 4 人以下の場合に一律となっている夜間支援等体制加算の単位数について

て、より少人数の区分を設けて単位数の引上げを行う。

- 介護サービス包括型における個人単位の居宅介護等の利用に係る経過措置を3年間延長する。

2. 地域移行に向けた支援の充実〔対応の方向性〕

- 施設・病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行った場合の加算を創設する。
- 1回の支給決定で90日以内かつ15日までとされている体験利用等に係る利用制限期間を延長する。

3. 就労移行後の定着実績の評価〔対応の方向性〕

- 一般就労移行後の定着実績（定着期間）に応じた評価への見直し
現行、基本報酬で評価されている期間（就労移行後6か月）経過後についても、職場定着の期間に応じて加算により評価を行う。

4. 工賃向上に向けた取組の推進〔対応の方向性〕

- 事業所の取組実態に応じた評価への見直し
目標工賃達成加算、目標工賃達成指導員配置加算について、目標工賃の達成実績や工賃向上に向けた体制整備への取組状況に応じた評価ができるよう算定要件を見直す。

5. 計画相談支援の強化〔対応の方向性〕

- 整った人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価する加算を創設する。また、よりきめ細やかな支援の実施を図る観点から、サービス利用状況の定期的な検証（モニタリング）について検討する。
- 障害児相談支援において、保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価する加算を創設する。

6. 強度行動障害を有する者に対する適切な対応〔対応の方向性〕

- 従前、サービスを提供していた行動援護の従業者が、重度訪問介護の従業者に同行して利用者の居宅を訪問し、必要な指導・助言を行った場合等に加算により評価を行う。
- 施設サービス等において、強度行動障害者養成研修を受講した職員の配置を要件として加算により評価を行う。

7. 障害児支援の充実〔対応の方向性〕

- 「児童指導員」等の有資格者を配置し、又は加配（配置基準以上の指導員を配置すること）した場合の評価を行う。
- 障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に算定される家庭連携加算について、児童発達支援を利用した同一日にも算定可能とする。
- 重症心身障害児を受け入れる事業所に係る定員6人以上10人以下の報酬単価を見直し、小規模事業所における追加的な利用者受入れのインセンティブを高める。また、重症心身障害児を手厚い人員配置で受け入れ、営業時間を延長して支援を行った場合

に算定される延長支援加算について、単価の引上げを行う。

- 短期間のサイクルで、入所・退所調整に時間、労力を要する「有期・有目的入所」の対応を行った場合に評価を行う。

8. サービスの適正な実施等

①生活介護事業の開所時間減算の見直し〔対応の方向性〕

現行、開所時間が4時間未満の場合に適用される開所時間減算について、減算の対象区分等を見直す。

②就労移行支援の就労移行実績がない場合の減算の見直し〔対応の方向性〕

現行、過去3年間、就労定着実績がない場合に適用される減算の適用期間等を見直す。

③就労継続支援A型の短時間減算の見直し〔対応の方向性〕

現行、短時間利用者の割合が5割以上の場合に適用される短時間利用減算について、利用者1人あたりの1日の平均利用時間に応じた減算に見直す。

④障害児通所サービスの開所時間減算の見直し〔対応の方向性〕

現行、開所時間が4時間未満の場合に適用される開所時間減算について、減算の対象区分等を見直す。

⑤食事提供体制加算の時限措置の延長と見直し〔対応の方向性〕

時限措置を3年間延長するとともに、現に要する費用の実態に鑑み単位数を見直す。

⑥施設利用者の食費・光熱水費を補填する「補足給付」の見直し〔対応の方向性〕

経営実態調査等における直近の費用の実態等を勘案し、基準費用額を介護保険と同程度の水準に見直す。

（事務局説明後の質疑応答の内容）

全体について、平野アドバイザー（立教大学教授）より、「障害福祉サービスの事業所は、介護保険に比べて事業規模が小さいため、小さな要因で収支差率は大きく変わること。金額（収支差額）は絶対的に少ないこと。また、複数の事業を組み合わせると1つの事業所として運営しているところも多く、1つの事業の収支のプラスだけで経営実態が良いとは言えない状況があること。さらに、利用者の状態によって毎日の利用とならない場合も多く、それで給付費収入の変動が大きくなる事業所も多い。よって、障害福祉サービスの特性を考慮すべき」との意見があった。

各項目の内容はいずれの対応の方向性についても、アドバイザーから概ね賛意を示す意見が多かった。

当日の資料は、今後下記 URL に掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000069299.html>

2. 「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」

（第1回）を開催

障害者総合支援法の附則における施行3年後の見直し規定に関する検討を進めるにあ

たり、昨年 11 月 25 日の社会保障審議会障害者部会（第 59 回）において、「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」（以下、WG）の設置が決定され、12 月 15 日（月）に第 1 回会合が開催された。

WGでは、①常時介護を要する障害者、②意思疎通を図ることに支障がある障害者、③高齢の障害者に対する支援の在り方の 3 つのテーマについて検討が行われる。

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ構成員名簿

大塚 晃	上智大学総合人間科学部教授	
吉川 隆博	東海大学健康科学部准教授	
佐藤 進	埼玉県立大学名誉教授	
田村 綾子	聖学院大学准教授	
寺島 彰	浦和大学総合福祉学部教授	
野沢 和弘	毎日新聞論説委員	
山下 幸子	淑徳大学総合福祉学部教授	※敬称略

WGの座長は、埼玉県立大学の佐藤進名誉教授が、互選により選出された。

開会にあたり、藤井障害保健福祉部長は、「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しにかかる論点整理作業は、本来事務局で行うものであるが、より幅広い観点から作業を行うために、学識者に協力をいただきながら、進めていきたい」と挨拶した。

WGの検討スケジュールについては、平成 27 年 4 月を目途に論点整理を行うべく、WG、作業チームともに、複数回実施する予定。WGで扱う検討項目は、以下のとおり。

【検討項目】

- 常時介護を要する障害者等に対する支援（①）、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方（②）
- 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方（③）

※ 下線の項目については、「作業チーム」を設けて検討する。

作業チームは、WGの構成員より取りまとめ役が選出され、①は野沢構成員（毎日新聞論説委員）、②は寺島構成員（浦和大学教授）、③は大塚構成員（上智大学教授）が担当することとなった。

事務局からの説明の後に、構成員より「作業チームには幅広く深い検討が可能となるよう、さらに学識者を加えてほしい」との要請があり、事務局からは「それぞれの取りまとめ役と相談して追加する」と回答した。

続いて、障害保健福祉施策の動向と各論点（項目）についての事務局からの説明の後、

意見交換が行われた。構成員からの項目別の意見および質疑内容は、以下のとおり。

(1) 常時介護を要する障害者等に対する支援

※構成員からの意見なし。

(2) 障害者等の移動の支援

※構成員からの意見なし。

(3) 障害者の就労の支援

構成員から「就労支援のどのような内容の議論をするのか、事務局にイメージはあるのか」との質問に対し、事務局は「いろいろな意見をいただいて、どのような論点にするか考えたい」と回答した。

構成員からはその他、「工賃向上(倍増5か年)計画でほとんど効果が出ていない点(就労継続支援B型の平均工賃は、平成18年度12,222円⇒24年度14,190円)をどう考えるのか」、「高次脳機能障害の方等への就労支援も、もっと探究されるべきではないか」との意見が出された。

(4) 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

構成員から「障害程度区分から障害支援区分に変わったことで、特に知的障害者や精神障害者についてどういう変化があったのか」との質問に対し、事務局は「いま手元にデータがなく、関連情報を収集したい」と回答した。

(5) 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

構成員から「成年後見制度はそもそもこのような仕組みで良いのか。そうした点で、検討には法務省関係者も呼ぶべきではないか」との意見に対し、事務局は「検討に必要な人は呼びたいとは考えるが、WGは同制度の根本を変えていくような議論をする場所ではない。障害者部会でこのテーマについて議論するべく、論点整理をしていくものである」と回答した。

(6) 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援

構成員から「ITの進歩に伴い、スマートフォン等の通信関係機器も意思疎通を図るうえで有効なものとなっている。そうしたツールの導入や厚労省以外の部分でのさらなる関係予算の確保を考えると、総務省関係者も検討に加えるべきではないか」との意見に対し、事務局は「有効であるようなら他省庁からの情報収集や話をすることもできるが、まずは(障害者部会に向けて)論点整理を行ってほしい」と回答した。

また、構成員から、「知的障害者への意思疎通支援についても検討すべき」、「意思疎通支援は現在、市町村事業であるが、地域差について検証すべき」との意見が出された。

(7) 精神障害者に対する支援

構成員から「約20万人の社会的入院の地域移行支援を最重点課題とすべき」との意見が出された。また、「このテーマについてはこの場以外でも議論するのか」との質問に対し、事務局は「精神保健福祉法の施行3年後の見直し検討規定について別途議論してい

くこととなる。そちらと連携して検討していく」と回答した。

(8) 高齢の障害者に対する支援

構成員から「基本は介護保険制度での対応が原則だが、切れ目のない制度は大きな論点である。障害福祉関係施策で保障されている自治体の上乗せ・横出しサービスが、介護保険分野でもきちんと認識されているのか」、「検討にあたっては在宅、施設、病院を利用している者とその家族との関係を併せてみていく必要がある」、「医療ニーズがある障害者について、高齢化に伴う医療との関係はどうなっているのか」、「若い頃から障害がある方が高齢になった場合を中心に議論されることが多いが、高齢になって障害が生じた方の課題にも配慮し、両者のバランスを取って議論すべき」との意見が出された。

その他、構成員から「附則以外に賃金補填や障害年金などの積み残しの問題についても議論するのか」との質問があり、事務局は「附則の検討規定が中心となるが、関連事項も含めて議論する。障害者部会においても、広く議論していくことを期待する声もある。広く議論を進めるなかで、優先順位を含めた整理ができていくと考える」と回答した。

当日の資料は、今後下記 URL に掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000068219.html>

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。
(ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック)

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。
「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。
(ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック)

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員(メールニュース配信希望者のみ)